

ご存知ですか、

民生委員・主任児童委員



民生委員・児童委員の活動とは？

民生委員・児童委員はどのように選ばれるのか？

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された、地域福祉を担うボランティアです。また、非常勤の地方公務員として位置づけられています。

市内では、現在、48名の民生委員と3人の主任児童委員が活動しています。同じ地域で生活する住民の一人として、日常生活で支援を必要としている方々の相談に応じ、福祉サービスを提供する行政や事業者との橋渡し役を担っています。

◆民生委員の活動

現在活動している民生委員・児童委員の任期は、本年11月30日まで。12月1日には全国で再任を含めた一齊改選が行われ、令和7年11月末日まで活動する委員が委嘱されます。

問合せ先

福事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎ 0222216

子どもや子育てに関する支援を専門に担当し、学校など関係機関との連絡調整や連携協力の役割を担っています。

◆主任児童委員の活動

同じ地域で児童委員の活動について、皆さまの「協力をよろしくお願いします」。

問合せ先

福事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎ 054-221-3546

市では、長期化する新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けている市内事業者の皆さまを支援するため、感染予防の強化やWithコロナ・Afterコロナに対応した新しい事業展開、新しい生活様式への対応等に取り組む皆さまを対象とした補助金の申請を受け付けています。

補助対象となるかどうか明らかでない場合は、必ず事前に担当へ確認してください。
※令和2年度及び令和3年度に同じ補助制度を利用された方は対象外です。

—新型コロナウイルス対策— 市内事業者向け補助金の申請受付について

問合せ先 産業振興課地域経済促進係 ☎ 0223914

市では、長期化する新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けている市内事業者の皆さまを支援するため、感染予防の強化やWithコロナ・Afterコロナに対応した新しい事業展開、新しい生活様式への対応等に取り組む皆さまを対象とした補助金の申請を受け付けています。

補助対象となるかどうか明らかでない場合は、必ず事前に担当へ確認してください。

※令和2年度及び令和3年度に同じ補助制度を利用された方は対象外です。

①新型コロナウイルス感染防止対策経営改善事業補助金

- 【補助内容】** 接客を主体とした事業所において行う感染予防、感染防止に向けた施設や設備の改修や備品等の購入にかかる経費
- 【補助対象】** 市内に事業所を有する会社、会社以外の法人及び個人事業主で、5月1日時点で営業実態があり、かつ一般客が利用できる施設を有する事業者
- 【補助金額】** 補助対象経費の1/2以内で、補助額の上限は50万円
※ただし、補助対象経費10万円未満の整備は対象外となります。
- 【受付期間】** 5月19日(木)～9月30日(金)まで

②中小企業販売力強化支援事業補助金

- 【補助内容】** 販売力強化に向けたインターネットを利用した通販サイトの開設やECモールへの出店等を行うための経費
- 【補助対象】** 市内に事業所を有する中小企業者、経済団体 等
- 【補助金額】** 中小事業者 補助対象経費の2/3以内で、補助額の上限は20万円
経済団体 補助対象経費の2/3以内で、補助額の上限は40万円
- 【受付期間】** 5月19日(木)～9月30日(金)まで

下田市住宅リフォーム振興事業助成金申請募集

問合せ先 産業振興課地域経済促進係 ☎ 0223914

住宅又は併用住宅で住居の用に供する部分の修繕、リフォームを対象とします。

助成金の額は、改修工事に要する費用（消費税等を除く）が150万円以上の場合30万円、20万円以上150万円未満の場合は20%の額を助成します。

また、子育て支援分として、中学生以下の子どもがいる世帯については、通常の助成金に、改修工事に要する費用の10%又は15万円のいずれか低い額を上乗せして助成します。必要書類等は、事前に産業振興課へご確認ください。

【申請条件】

- 申請者は、その住宅の所有者で、現在居住し、住民登録をされている方
- 市税を完納されている方（同一世帯の方も含む）
- すでに工事着工している建物は対象になりません。
- 今までに助成金制度を利用した方は、別の箇所であっても対象外です。

【受付期間】

5月19日(木)～6月20日(月) ※土日祝日除く
※受付期間終了期日前に受付を終了する場合があります。

【工事完了期日】

11月30日(水)
※交付決定通知後、工事を着工し、工事完了期日までに完了報告を行うことができる工事が対象となります。

広がる未来とかむ夢
見つけたよ

年金って
とっても大事

助け合い、支えあう

添付が必要です。

保険料は、金融機関やコンビエンスストアのほか、納付書でのお支払いのほか、口座振替やクレジット納付も可能です。口座振替は市民保健課国保年金係（窓口③）で申し込むことができます。



日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となります。20歳になると、一部の方（他の公的年金保険加入者、又はその方の被扶養配偶者）を除き、国民年金第1号被保険者となり、毎月保険料を納めなければなりません。20歳の誕生日に年金機構から国民年金加入のお知らせと納付書が送付されます。送付される基礎年金番号通知書は、保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので、大切に保管してください。

ピーチ又は在学証明書の原本の

問合せ先
県健康福祉部こども未来課
(窓口③) ☎ 054-221-3546

問合せ先
市民保健課国保年金係
(窓口③) ☎ 0223922

QRコード
国民年金の加入
保険料の案内動画

※学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付できます（追納）。追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いとなります。

なお、日本年金機構ホームページより、年金について分かりやすく理解していただくための動画を紹介しております。左記QRより検索いただけます。

問合せ先
市民保健課国保年金係
(窓口③) ☎ 0223922

QRコード
国民年金の加入
保険料の案内動画